

別表第 1 行政文書の保存期間基準

定義等

1 別表第 1 及び第 2 において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) **立案基礎文書** 立案の基礎となった国政に関する基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定又は条約その他の国際約束が記録された文書
- (2) **審議会等文書** 審議会その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合（別表第 1 及び第 2 において「**審議会等**」という。）に検討のための資料として提出された文書及び審議会等の議事、答申、建議、報告若しくは意見が記録された文書その他審議会等における決定若しくは了解又はこれらに至る過程が記録された文書
- (3) **調査研究文書** 調査又は研究の結果及び当該結果に至る過程が記録された文書
- (4) **決裁文書** 行政機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を行政機関の意思として決定し、又は確認した行政文書
- (5) **意見公募手続文書** 意見公募手続の実施及び結果の公示に関する決裁文書
- (6) **行政機関協議文書** 他の行政機関への協議に係る案、当該協議に関する他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答が記録された文書その他の当該協議に関する文書
- (7) **国会審議文書** 国会における議案の趣旨の説明又は審議の内容が記録された文書、国会において想定される質問に対する回答に関する文書その他の国会審議に関する文書
- (8) **関係行政機関の長で構成される会議**（これに準ずるものを含む。） 閣僚委員会、副大臣会議その他の二以上の行政機関の長等（国務大臣、副大臣、大臣政務官その他これらに準ずる職員をいう。以下同じ。）で構成される会議
- (9) **庁議**（これに準ずるものを含む。） 庁議、政務三役会議その他の一の行政機関の長等で構成される会議
- (10) **特定日** 第15条第10項（令第 8 条第 9 項）の保存期間が確定することとなる日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日（当該確定することとなる日から 1 年以内の日であって、4 月 1 日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日）

2 本表各項の第 3 欄に掲げる「**当該業務に係る行政文書の類型**」は、法第 4 条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から重要な行政文書を示すものになることから、同欄における「過程が記録された文書」とは、重要な経緯が記録された文書をいう。

3 本表各項の第 4 欄に掲げる「**保存期間**」は、それぞれ当該各項の第 2 欄に掲げる業務を主管する行政機関に適用するものである。

4 本表各項の第 5 欄に掲げる「**具体例**」は、法第 4 条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から作成の必要な行政文書を例示したものであって、同欄に掲げる文書のみを保存すれば必要十分であることを意味するものではない。

5 本表にない行政文書については、文書管理者は、本表の規定を参酌し、当該文書管理者が所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間表を定めるものとする。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯				
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①立案基礎文書（一の項イ）	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定
			②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			③立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
		(2)法律案の審査	法律案の審査の過程が記録された文書（一の項ロ）	・法制局提出資料 ・審査録
		(3)他の行政機関への協議	行政機関協議文書（一の項ハ）	・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答
		(4)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（一の項ニ）	・５点セット（要綱、法律案、理由、新旧対照条文、参照条文） ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料
		(5)国会審議	国会審議文書（一の項ヘ）	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録・内閣意見案・同案の閣議請議書

		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）		・官報 ・公布裁可書（御署名原本）
		(7)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項チ）		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
			②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）		・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引
2	条約その他の国際約束の締結及びその経緯	(1)締結の検討	①外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）との交渉に関する文書及び解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（二の項イ及びニ）	30 年	・交渉開始の契機 ・交渉方針 ・想定問答 ・逐条解説
			②他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答に関する文書その他の他の行政機関への連絡及び当該行政機関との調整に関する文書（二の項ロ）		・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答
			③条約案その他の国際約束の案の検討に関する調査研究文書及び解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（二の項ハ及びニ）		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・情報収集・分析
		(2)条約案の審査	条約案その他の国際約束の案の審査の過程が記録された文書（二の項ハ）	20 年 （廃棄の措置と定めた文書については 30 年）	・法制局提出資料 ・審査録
		(3)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（二の項ニ）		・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料
		(4)国会審議	国会審議文書（二の項ニ）		・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録
		(5)締結	条約書、批准書その他これら		・条約書・署名本書

			に類する文書（二の項ホ）		・調印書 ・批准・受諾書 ・批准書の寄託に関する文書
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（二の項ニ）		・官報 ・公布裁可書（御署名原本）
3	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①立案基礎文書（一の項イ）	20 年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定
			②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			③立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
		(2)政令案の審査	政令案の審査の過程が記録された文書（一の項ロ）		・法制局提出資料 ・審査録
		(3)意見公募手続	意見公募手続文書（一の項ハ）		・政令案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由
		(4)他の行政機関への協議	行政機関協議文書（一の項ハ）		・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答
		(5)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（一の項ニ）		・5点セット（要綱、政令案、理由、新旧対照条文、参照条文） ・閣議請議書

					・ 案件表 ・ 配付資料
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）		・ 官報 ・ 公布裁可書（御署名原本）
		(7)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項チ）		・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング
			②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）		・ 逐条解説 ・ ガイドライン ・ 訓令、通達又は告示 ・ 運用の手引
4	内閣府令、その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①立案基礎文書（一の項イ）	20 年	・ 基本方針 ・ 基本計画 ・ 条約その他の国際約束 ・ 大臣指示 ・ 政務三役会議の決定
			②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）		・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事の記録 ・ 配付資料 ・ 中間報告、最終報告、提言
			③立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）		・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング
		(2)意見公募手続	意見公募手続文書（一の項ハ）		・ 府令案・規則案 ・ 趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・ 意見公募要領 ・ 提出意見 ・ 提出意見を考慮した結果及びその理由
		(3)制定又は改廃	内閣府令、その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書（一の項ホ）		・ 府令案・規則案 ・ 理由、新旧対照条文、参照条文
		(4)官報公示	官報公示に関する文書（一の項ト）		・ 官報

		(5)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項チ）		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
			②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）		・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は庁議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯					
5	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯	①閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（三の項イ）	20 年	・歳入歳出概算 ・予算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・概算要求基準等 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料
			②予算その他国会に提出された文書（三の項ハ）		・予算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・予算参考資料
		(2)決算に関する閣議の求め及び決算の国会提出その他の重要な経緯	①閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（三の項イ）		・決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・調書 ・予備費使用書 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料
			②決算に関し、会計検査院に送付した文書及びその検査を経た文書（三の項ロ）		・決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関）（※会計検査院保有のものを除く。）
			③歳入歳出決算その他国会に提出された文書（三の項ハ）		・決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関）
		(3)質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁	①答弁の案の作成の過程が記録された文書（四の項イ）		・法制局提出資料 ・審査録
			②閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（四の項ロ）		・答弁案 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料

		その他の重要な経緯	③答弁が記録された文書（四の項ハ）		・ 答弁書
		(4)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（１の項から４の項まで及び５の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。）	①立案基礎文書（五の項イ）		・ 基本方針 ・ 基本計画 ・ 条約その他の国際約束 ・ 大臣指示 ・ 政務三役会議の決定
			②立案の検討に関する審議会等文書（五の項イ）		・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事の記録 ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			③立案の検討に関する調査研究文書（五の項イ）		・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング ・ 任意パブコメ
			④行政機関協議文書（五の項ロ）		・ 各省への協議案 ・ 各省からの質問・意見 ・ 各省からの質問・意見に対する回答
6	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	⑤閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（五の項ハ）	10 年	・ 基本方針案 ・ 基本計画案 ・ 白書案 ・ 閣議請議書 ・ 案件表 ・ 配付資料
			①会議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書（六の項イ）		・ 基本方針 ・ 基本計画 ・ 条約その他の国際約束 ・ 総理指示
			②会議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書（六の項イ）		・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング
			③会議の決定又は了解に係る案の検討に関する行政機関協議文書（六の項イ）		・ 各省への協議案 ・ 各省からの質問・意見 ・ 各省からの質問・意見に

	決定又は 了解及び その経緯		④会議に検討のための資料として提出された文書（六の項口）及び会議（国務大臣を構成員とする会議に限る。）の議事が記録された文書		対する回答
			⑤会議の決定又は了解の内容が記録された文書（六の項ハ）		・ 配付資料 ・ 議事の記録
7	庁議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	庁議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯	①庁議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書（七の項イ）	10 年	・ 基本方針 ・ 基本計画 ・ 条約その他の国際約束 ・ 大臣指示
			②庁議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書（七の項イ）		・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング
			③庁議に検討のための資料として提出された文書（七の項口）及び庁議（国務大臣を構成員とする庁議に限る。）の議事が記録された文書		・ 配付資料 ・ 議事の記録
			④庁議の決定又は了解の内容が記録された文書（七の項ハ）		・ 決定・了解文書
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯					
8	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①申合せに係る案の立案基礎文書（八の項イ）	10 年	・ 基本方針 ・ 基本計画 ・ 条約その他の国際約束 ・ 総理指示
			②申合せに係る案の検討に関する調査研究文書（八の項イ）		・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング
			③申合せに係る案の検討に関する行政機関協議文書（八の項イ）		・ 各省への協議案 ・ 各省からの質問・意見 ・ 各省からの質問・意見に対する回答

			④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書（八の項ロ）		・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料
			⑤申合せの内容が記録された文書（八の項ハ）		・申合せ
9・10	他の行政機関又は地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案基礎文書（九の項イ）	10 年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定
			②立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ）		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			③立案の検討に関する調査研究文書（九の項イ）		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
			④基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書（九の項ロ）		・基準案
			⑤基準を通知した文書（九の項ハ）		・通知
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯					
11・12	個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号ロの審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同	①立案の検討に関する審議会等文書（十の項）	10 年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			②立案の検討に関する調査研究文書（十の項）		・外国・自治体・民間企業の状況調査

		法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯			・関係団体・関係者のヒアリング
			③意見公募手続文書（十の項）		・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由
			④行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針を定めるための決裁文書（十の項）		・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案
			⑤行政手続法第6条の標準的な期間を定めるための決裁文書（十の項）		・標準処理期間案
		(2)行政手続法第2条第3号の許認可等（以下「許認可等」という。）に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書（十一の項）	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年（移管の措置と定めた文書については「10年」も選択可）	・審査案 ・理由
		(3)行政手続法第2条第4号の不利益処分（以下「不利益処分」という。）に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十二の項）	処分がされる日に係る特定日以後5年	・処分案 ・理由
		(4)補助金等（補助金等に係る予算の執行の	①交付の要件に関する文書（十三の項イ）	交付に係る事業が終了する	・交付規則・交付要綱・実施要領 ・審査要領・選考基準

		適正化に関する法律（昭和30 年法律第179 号）第2 条第1 項の補助金等をいう。以下同じ。）の交付（地方公共団体に対する交付を含む。）に関する重要な経緯	②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書（十三の項ロ）	日に係る 特定日以 後5 年	・ 審査案 ・ 理由
			③補助事業等実績報告書（十三の項ハ）		・ 実績報告書
		(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書（十四の項イ）	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10 年	・ 不服申立書 ・ 録取書
			②審議会等文書（十四の項ロ）		・ 諮問 ・ 議事の記録 ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見
			③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十四の項ハ）		・ 弁明書 ・ 反論書 ・ 意見書
			④裁決書又は決定書（十四の項ニ）		・ 裁決・ 決定書
		(6)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書（十五の項イ）	訴訟が終結する日に係る特定日以後10 年	・ 訴状 ・ 期日呼出状
			②訴訟における主張又は立証に関する文書（十五の項ロ）		・ 答弁書 ・ 準備書面 ・ 各種申立書 ・ 口頭弁論・ 証人等調書 ・ 書証
			③判決書又は和解調書（十五の項ハ）		・ 判決書 ・ 和解調書
		職員の人事に関する事項			
13	職員の人事に関する事項	(1)人事評価実施 規程の制定又	①立案の検討に関する調査研究文書（十六の項イ）	10 年	・ 外国・ 自治体・ 民間企業の状況調査 ・ 関係団体・ 関係者のヒア

	(人事院規則 1-34 第 2 条に規定する人事管理文書については、人事院の定めによる。)	は変更及びその経緯	②制定又は変更のための決裁文書（十六の項ロ）		リング
			③制定又は変更についての協議案、回答書その他の内閣総理大臣との協議に関する文書（十六の項ハ）		・ 規程案
			④軽微な変更についての内閣総理大臣に対する報告に関する文書（十六の項ニ）		・ 協議案 ・ 回答書
					・ 報告書
		(2)職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯	①計画の立案に関する調査研究文書（十七の項）	3 年	・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング
			②計画を制定又は改廃するための決裁文書（十七の項）		・ 計画案
			③職員の研修の実施状況が記録された文書（十七の項）		・ 実績
		(3)職員の兼業の許可に関する重要な経緯	職員の兼業の許可の申請書及び当該申請に対する許可に関する文書（十八の項）	3 年	・ 申請書 ・ 承認書
		(4)退職手当の支給に関する重要な経緯	退職手当の支給に関する決定の内容が記録された文書及び当該決定に至る過程が記録された文書（十九の項）	支給制限その他の支給に関する処分を行うことができる期間又は 5 年のいずれか長い期間	・ 調書
		その他の事項			
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯（13 の項までに掲	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯	①立案の検討に関する審議会等文書（二十の項イ）	10 年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事の記録 ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			②立案の検討に関する調査研		・ 外国・自治体・民間企業

	げるものを除く。)		究文書（二十の項イ）		の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
			③意見公募手続文書（二十の項イ）		・告示案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由
			④制定又は改廃のための決裁文書（二十の項ロ）		・告示案
			⑤官報公示に関する文書（二十の項ハ）		・官報
		(2)訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯	①立案の検討に関する調査研究文書（二十の項イ）	10 年	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
			②制定又は改廃のための決裁文書（二十の項ロ）		・訓令案・通達案 ・行政文書管理規則案 ・公印規程案
15	予算及び決算に関する事項	(1)歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯（5の項(1)及び(4)に掲げるものを除く。）	①歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十一の項イ）	10 年	・概算要求の方針 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・省内調整 ・概算要求書
			②財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 20 条第 2 項の予定経費要求書等並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十一の項ロ）		・予定経費要求書 ・継続費要求書 ・繰越明許費要求書 ・国庫債務負担行為要求書 ・予算決算及び会計令第 12 条の規定に基づく予定経費要求書等の各目明細書
			③①及び②に掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書（二十一の項ハ）		・行政事業レビュー ・執行状況調査
			④歳入歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為の配賦に		・予算の配賦通知

			関する文書（二十一の項 ニ）		
		(2)歳入及び歳出 の決算報告書 並びに国の債 務に関する計 算書の作製そ の他の決算に 関する重要な 経緯（5の項 (2)及び(4)に掲 げるものを除 く。）	①歳入及び歳出の決算報告書 並びにその作製の基礎とな った意思決定及び当該意思 決定に至る過程が記録され た文書（二十二の項イ）	5 年	・歳入及び歳出の決算報告書 ・国の債務に関する計算書 ・継続費決算報告書 ・歳入徴収額計算書 ・支出計算書 ・歳入簿・歳出簿・支払計 画差引簿 ・徴収簿 ・支出決定簿 ・支出簿 ・支出負担行為差引簿 ・支出負担行為認証官の帳 簿
			②会計検査院に提出又は送付 した計算書及び証拠書類 （二十二の項ロ）		・計算書 ・証拠書類（※会計検査院 保有のものを除く。）
			③会計検査院の検査を受けた 結果に関する文書（二十二 の項ハ）		・意見又は処置要求 （※会計検査院保有のものを 除く。）
			④①から③までに掲げるもの のほか、決算の提出に至る 過程が記録された文書（二 十二の項ニ）		・調書
			⑤国会における決算の審査に 関する文書（二十二の項 ホ）		・警告決議に対する措置 ・指摘事項に対する措置
16	機 構 及 び 定 員 に 関 する事項	機構及び定員の 要求に関する重 要な経緯	機構及び定員の要求に関する 文書並びにその基礎となった 意思決定及び当該意思決定に 至る過程が記録された文書 （二十三の項）	10 年	・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・省内調整 ・機構要求書 ・定員要求書 ・定員合理化計画
17	独 立 行 政 法 人 等 に 関 する 事 項	(1)独立行政法人 通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下 「通則法」と	①立案の検討に関する調査研 究文書（二十四の項イ）	10 年	・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング
		「通則法」と	②制定又は変更のための決裁		・中期目標案

		いう。)その他の法律の規定による中期目標（通則法第2条第3項に規定する国立研究開発法人にあっては中長期目標。以下この項において同じ。）の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	文書（二十四の項口）		・ 中期計画 ・ 年度計画 ・ 事業報告書
			③中期計画（通則法第2条第3項に規定する国立研究開発法人にあっては中長期計画）、事業報告書その他の中期目標の達成に関し法律の規定に基づき独立行政法人等により提出され、又は公表された文書（二十四の項ハ）		
		(2)通則法その他の法律の規定による報告及び検査その他の指導監督に関する重要な経緯	①指導監督をするための決裁文書その他指導監督に至る過程が記録された文書（二十五の項イ）	5 年	・ 報告 ・ 検査
			②違法行為等の是正のため必要な措置その他の指導監督の結果の内容が記録された文書（二十五の項口）		・ 是正措置の要求 ・ 是正措置
18	政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第6条の基本計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	①政策評価法第6条の基本計画又は政策評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書（二十六の項イ）	10 年	・ 開催経緯 ・ 議事の記録 ・ 配付資料 ・ 中間報告、最終報告、提言
			②基本計画又は実施計画の制定又は変更に至る過程が記録された文書（二十六の項イ）		・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング
			③基本計画の制定又は変更のための決裁文書及び当該制定又は変更の通知に関する文書（二十六の項イ）		・ 基本計画案 ・ 通知
			④実施計画の制定又は変更のための決裁文書及び当該制		・ 事後評価の実施計画案 ・ 通知

			定又は変更の通知に関する文書（二十六の項イ）		
			⑤評価書及びその要旨の作成のための決裁文書並びにこれらの通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書（19の項に掲げるものを除く。）（二十六の項ロ）		・評価書 ・評価書要旨
			⑥政策評価の結果の政策への反映状況の作成に係る決裁文書及び当該反映状況の通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書（二十六の項ハ）		・政策への反映状況案 ・通知
19	公共事業の実施に関する事項	直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	①立案基礎文書（二十七の項イ）	事業終了の日に係る特定日以後5年又は事後	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定
			②立案の検討に関する審議会等文書（二十七の項イ）	評価終了の日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			③立案の検討に関する調査研究文書（二十七の項イ）		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・環境影響評価準備書 ・環境影響評価書
			④政策評価法による事前評価に関する文書（二十七の項ヘ）		・事業評価書 ・評価書要旨
			⑤公共事業の事業計画及び実施に関する事項についての関係行政機関、地方公共団体その他の関係者との協議		・協議・調整経緯

			又は調整に関する文書（二十七の項ロ）		
			⑥事業を実施するための決裁文書（二十七の項ハ）		・実施案
			⑦事業の経費積算が記録された文書その他の入札及び契約に関する文書（二十七の項ニ）		・経費積算 ・仕様書 ・業者選定基準 ・入札結果
			⑧工事誌、事業完了報告書その他の事業の施工に関する文書（二十七の項ホ）		・工事誌 ・事業完了報告書 ・工程表 ・工事成績評価書
			⑨政策評価法による事後評価に関する文書（二十七の項ヘ）		・事業評価書 ・評価書要旨
20	栄典又は表彰に関する事項	栄典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緯（5の項(4)に掲げるものを除く。）	栄典又は表彰の授与又ははく奪のための決裁文書及び伝達の文書（二十八の項）	10年	・選考基準 ・選考案 ・伝達 ・受章者名簿
21	国会及び審議会等における審議等に関する事項（20の項までに掲げるものを除く。）	(1)国会審議	国会審議文書（二十九の項）	10年	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録
		(2)審議会等	審議会等文書（二十九の項）	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
22	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書（三十の項）	常用（無期限）	・行政文書ファイル管理簿 ・消費者事故等のデータベース
			②取得した文書の管理を行うための帳簿（三十一の項）	5年	・受付簿
			③決裁文書の管理を行うため	30年	・決裁簿

			の帳簿（三十二の項）		
			④行政文書ファイル等の移管 又は廃棄の状況が記録され た帳簿（三十三の項）	20 年	・ 移管・ 廃棄簿
			⑤規則第 23 条第 4 項の規定 により作成した記録	5 年	・ 保存期間が 1 年未満の行 政文書ファイル等に係る 廃棄記録
23	他の行政 機関等 に対する法 令の規定 に基づく 勧告、協 議、同 意、届 出、通 知、報 告、資料 の提出要 求等に関 する事項 （他の項 において 整理され るものを 除く。）	(1)勧告に関する 重要な経緯	①勧告に関する経緯が記録さ れた文書	20 年	・ 大臣指示 ・ 状況の調査
			②勧告の内容及びその措置結 果が記録された文書		・ 勧告 ・ 措置結果
		(2)協議及び同意 に関する重 要な経緯	①協議に関する文書（協議 案、他の行政機関等の質問 又は意見、当該質問又は意 見に対する回答が記録され た文書を含む。）	10 年 （軽微な ものでは 5 年）	・ 協議案 ・ 各府省等の質問・ 意見 ・ 各府省等の質問・ 意見に 対する回答
			②同意等の内容が記録された 文書		・ 同意書
		(3)届出、通知、 報告、資料 の提出要 求等に関 する事項 （他の項 において 整理され るものを 除く。）	①通知、報告、資料の提出要 求等に関する経緯が記録さ れた文書		・ 報告、資料提出の求め
			②届出、通知、報告、資料の 提出要求等の内容が記録さ れた文書		・ 届出書 ・ 通知文書 ・ 報告書 ・ 提出資料
24	統計、調 査等に関 する事項 （21 の項 までに掲 げるもの	統計の作成並び に調査	①基幹統計調査の企画に関す る決裁文書及び調査報告	20 年	・ 企画書案 ・ 調査報告
		及び研究に関す る重要な経緯	②統計、調査及び研究に関す る文書のうち、特に重要な ものに関する調査報告 （①に掲げるものを除く。）	10 年	・ 調査報告

	を除く。)		③統計、調査及び研究に関する文書のうち重要なもの (①に掲げるものを除く。)	3 年 (公表した調査及び研究に関する文書については 10 年)	・調査報告 ・論文
25	国際会議等（外国政府との交渉を含む。）及び国際交流に関する事項 (21 の項までに掲げるものを除く。)	(1)国際会議に関する重要な経緯	国際会議に関する重要な経緯が記載された文書	10 年	・発言要領 ・議事の記録 ・合意文書
		(2)国際交流に関する立案に関する重要な経緯及び結果	立案の検討に関する会議等、調査研究及び実施結果に関する文書	10 年	・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、 建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・実施結果報告書
26	契約に関する事項 (25 の項までに掲げるものを除く。)	契約に関する重要な経緯	契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書	契約が終了する日に係る特定日以後 5 年	・仕様書案 ・協議・調整経緯